

# 朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討 (1)

## —忠清南道泰安郡新式戸籍関連資料—

山内民博

### はじめに

1896年(建陽元年)9月、従来の朝鮮の戸籍制度を大幅にあらためた戸口調査規則と戸口調査細則が制定・施行され、<sup>(1)</sup>それにもとづいた戸籍が大韓帝国末の民籍法施行(1909年、隆熙3年)まで作成された。この時期の戸籍は、旧来の戸籍(旧式戸籍)に対し新式戸籍、あるいは主たる作成時期の年号をとって光武戸籍と呼ばれる。新式戸籍制度では、首都漢城府や地方の各府・牧・郡ごとに戸籍とそれを整理した統表などが作成された。現在、こうした新式戸籍関連資料は200冊以上の存在が確認されている。

もっとも豊富に新式戸籍の残る漢城府については吉田光男の研究があり、漢城府戸籍の性格とともに、当時の漢城府の社会について多面的に分析している。<sup>(2)</sup>一方、地方の戸籍については、忠清南道燕岐郡の戸籍をとりあげ量案と関連させて分析した趙錫坤、17世紀以降の丹城戸籍を通時的にあつかうなかで慶尚南道丹城郡新式戸籍を検討した孫炳圭、仁川・開城の新式戸籍を分析した吳星らの研究があるが、依然、ほとんどの地方戸籍はまだ研究の対象とならずに

(1) 建陽元年勅令第61号 戸口調査規則(建陽元年9月1日頒布・施行、『官報』第420号、建陽元年9月4日付)、建陽元年内部令第8号 戸口調査細則(建陽元年9月3日発令、『官報』第423号、建陽元年9月8日付)。

(2) 吉田光男「戸籍から見た20世紀初頭ソウルの「人」と「家」」(『朝鮮学報』148、1993年)、吉田光男「大韓帝国期ソウルの住民移動」(『朝鮮文化研究』1、1994年)、いずれも吉田光男「近世ソウル都市社会研究—漢城の街と住民—」(草風館、2009年)に改稿・収録。以下、引用は同書による。

(3) 趙錫坤「光武年間の 戸政運営体系에 관한 小考」(金鴻植ほか『大韓帝国期の土地制度』民音社、1990年)、孫炳圭「戸籍 1606-1923 戸口記録으로 본 朝鮮의 文化史」(휴머니스트 출판그룹、2007年)、吳星「19世紀末仁川港의 戸와 戸主 —光武戸籍의 検討—」(『歴史学報』131、1991年)、吳星「韓末開城地方의 戸의 構成実態 —人口와 家屋을 中心으로—」(『省谷論叢』23、1992年)など。

残されている。また、これらの研究は直接には戸籍（戸籍表）を対象としているが、新式戸籍制度においては戸籍と同時に統表も作成され、さらに同時期には僧や屠漢といった特定社会集団を収録した戸籍関連資料もつくられている。<sup>(4)</sup> こうした新式戸籍関連資料を総体的に検討することも、新式戸籍制度の性格を解明していく上で重要であろう。

そこで、本稿では、地方新式戸籍関連資料の基礎的検討作業の一環として、まず、忠清南道泰安郡の新式戸籍関連資料をとりあげて事例分析をおこなう。泰安郡は、現存新式戸籍関連資料としては非常にまれなことに、同一年度の戸籍、統表、僧冊（僧籍）が残っている地域である。本稿では、この3種の資料の相互関係に留意しつつ、泰安郡新式戸籍関連資料の内容を検討したい。

## 1 新式泰安郡戸籍関連資料の概要

忠清南道泰安郡の現存する新式戸籍関連資料はつぎの3冊である。<sup>(5)</sup> いずれも1905年、光武9年度のもので、新式戸籍が作成されていた時期にあたる。

忠清南道泰安郡遠二面乙巳式戸籍表案

忠清南道泰安郡各面里乙巳式戸籍統表

忠清南道泰安郡各寺僧徒成冊

以下、本節ではこの3冊の概要を紹介し、相互の関係について検討する。

### (1) 忠清南道泰安郡遠二面乙巳式戸籍表案

本資料は表紙中央に「忠清南道泰安郡遠二面乙巳式戸籍表案」と記され、その右に「光武九年度 五」とある。「五」は泰安郡の乙巳式戸籍表案のうち第

---

(4) 僧を収録した僧籍については金甲周「光武年間の 僧籍에 대한 一考 —體泉郡을 中心으로」(『何石金昌洙教授華甲紀年史学論叢 歴史学の諸問題』범우사、1992年)、山内民博「朝鮮後期戸籍大帳僧戸秩及び新式戸籍僧籍の性格(下)」(『資料学研究』7、2010年)、屠漢を収録した屠漢籍については山内民博「日本所在の朝鮮「屠漢戸籍」について」(『資料学研究』1、2004年)などの研究がある。

(5) 『忠清南道泰安郡遠二面乙巳式戸籍表案』は天理大学天理図書館蔵、『忠清南道泰安郡各面里乙巳式戸籍統表』と『忠清南道泰安郡各寺僧徒成冊』は京都大学総合博物館の所蔵である。東洋文庫東北アジア研究班(朝鮮)編『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』(東洋文庫、2004年)122～124ページに各冊の簡略な解題がある。

(6) 5冊ということであろう。1905年、光武9年乙巳の忠清南道泰安郡遠二面の戸籍表を収録したものである。以下、『泰安郡遠二面戸籍表』と略す。

本文冒頭の半丁を示すと、およそ図1となる。<sup>(7)</sup>空欄の一部など省略している。この様式は戸口調査細則の戸籍式様に準じたもので、戸籍表とよばれる。図1右端に「戸籍表第一号」とあるとおりであり、項目名の印刷された各欄に該当事項が記入されている。<sup>(8)</sup>

図1の上部に示されているように、この戸籍表は泰安郡の遠二面上里里第一統第一戸のものである。里の左に洞を記載する欄も設けられているが、洞名の記された戸籍表は『泰安郡遠二面戸籍表』ではなく、郡一面一里一統一戸という編成がなされている。統は戸口調査規則・同細則にしたがい10戸をまとめたもので、図1「第一統」から連番で統番号が振られている。左端の「光武九年一月日」は戸籍の作成年月を示し、<sup>(9)</sup>その下に「行郡守兪致稷」と刻した郡守名印が押されている。

戸の記入項目は大きく戸主・同居親属・寄口・雇傭・家宅か

忠 清 南 道 泰 安 郡											
戸一第		統一第		洞		里上		面二遠			
光武九年一月日 行郡守 兪致稷	外祖	曾祖	祖	生父	父	主戸	張錫仁	年六十六 本仁同 業職 農	第一 号		
	李石五	繼義	万亨		基夏						
	属親居同										
					婦慶州金氏年二十六	子俊洙年二十七	妻順興安氏年六十八				
	宅家			人現	口寄	前居地	月移居			証明	
	共合	有借	有己	口住	口女						
		草瓦	草瓦	女男	口口						
				二二	口口						
				口口	傭雇						
				共合	女男						
			四四	口口							
			四四	口口							

図1 泰安郡遠二面戸籍表の例

- (6) つぎにみる「泰安郡戸籍統表」では、遠二面は全12面中の5番目に収録されている。  
 (7) 戸籍表の様式については、武田幸男『学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究』（学習院大学東洋文化研究所、1983年）18～20ページ、吉田光男掲『近世ソウル都市社会研究』79～84ページに要を得た説明があり、あわせて参照されたい。  
 (8) たとえば「戸籍表第一号」であれば「戸籍表第 号」は印刷されており、そこに「一」と手書されている。  
 (9) 戸口調査規則第三条では府・牧・郡における戸籍・統表の作成を毎年一月と規定している。

【泰安郡遠二面戸籍表】には以上の  
 ような戸籍表が第一号から第百四十七  
 号まで、147件収録されている。様式  
 としては、戸籍表を1丁左右に1件ず  
 つ印刷した用紙74丁を袋綴にし、末尾  
 に後論する已上条を記した半丁とをあ  
 わせ、表紙がつけられている。各戸籍  
 表を綴じた見開きの継ぎ目、および末  
 尾に忠清南道の官印があり、少なくと  
 も忠清南道觀察府に提出されたもので  
 あることを示すが、こうした作成・送  
 付経緯については残る2冊とあわせあ  
 らためてふれることにする。

図1に「遠二面上里里第一統第一  
 戸」とあったように泰安郡内の各戸は  
 10戸ごとに統にまとめられ、面一里一  
 統一戸という形で編成されていた。【泰  
 安郡遠二面戸籍表】収録の147戸につ  
 いて、里ごとの戸数および対応する統  
 番号を示すと表1となる。里の数は  
 27。里の戸数は内洞里や安坡里の1戸  
 から石門里の12戸までの分布で、戸数  
 の少ない里が非常に多い。統について  
 みると、里単位の作統を規定している  
 戸口調査細則とは異なり、第1統が上里9戸と令田里1戸からなるように、ほと  
 んどの統は複数の里からなっている。

【泰安郡遠二面戸籍表】の末尾には「已上」としてつぎの数字が載せられて  
 いる。

已上一百四十七戸 作統十四統七戸

表1 泰安郡遠二面の戸籍と統編成

里	戸数	統番号
上里	9	1
令田	11	1～2
将埜	6	3
楓川	4	3
小井	8	4
高峴	2	4
杻洞	10	5
黒店	2	6
薪寺	3	6
楮谷	5	6
陽山	7	7
大井	2	7
寫峴	4	7～8
正伊	6	8
松隅	4	8～9
山底	7	9
院洞	10	10
新基	6	11
石門	12	11～12
新安	2	12
陽溪	7	13
内洞	1	13
興谷	3	13～14
三溪	4	14
三峰	4	14
安坡	1	14
大基	7	15
計	147	—

\*【泰安郡遠二面戸籍表】による。

(1) 戸口調査細則、第13条。

らなる。戸主については姓名のほか年齢・本貫・職業・祖先名（父・生父・祖・曾祖・外祖）・前居地・移居年月日の欄が設定されている。図1の場合、戸主は張錫仁、年齢66、本貫が仁同、職業が農で、父・祖・曾祖・外祖名が記入されている。生父は養子の場合の実父を意味し、この例のように養子でなければ空欄となる。以上のうち職業欄は、甲午改革による奴婢制・身分的役制の法的廃止に対応して、従来の旧式戸籍の身分職役記載をやめ職業の把握をはかったものである。前居地・移居年月日も新式戸籍で新設された項目であるが、『泰安郡遠二面戸籍表』に記入された例はない。

同居親属については戸主に比べ簡略であり、ただ空欄があってそこに姓名年齢などを記入している。張錫仁戸では、妻・子と子の婦が載せられていて、女性は「妻順興安氏、年六十八」のように本貫・姓・年齢を姓に氏を付加する形式で記している。旧式戸籍では妻も父・祖・曾祖・外祖の祖先情報を記載していたことと比べると、簡略化されている。また、ここに記されるのは戸内に「同居」している親属であり、親属であっても現住していなければ記載の対象とはならなかった。<sup>(10)</sup>張錫仁戸には記載がないが、寄口（親属に相当せず戸内に寄食する者）・雇傭については男女別に口数を記載する欄があるのみである。旧式戸籍では親属以外に同居する仰役奴婢などがある場合、その名・年齢などを記していたが、新式では非親属は男女別口数のみの把握にとどまっている。こうした記載をまとめて「現住口数」欄があり、戸内の男女別口数と合計数がまとめられている。

家宅欄も新式戸籍で新たに設定された項目で、居住家宅の広さを示す間数を已有・借有、瓦家・草家別に記入している。張錫仁戸は已有の草家四間であった。

このように新式戸籍表の戸口把握は戸と戸主を重視するものであったといえる。ある家宅に現住している戸主とその家族、および寄口・雇傭者から戸はなっていたが、戸主については職業・祖先を含む詳細な項目が設定されたのにたいし、戸主ではない戸の構成員については簡略であった。とくに、寄口・雇傭について男女別口数しか記載しない点は、新式戸籍の関心が住民の一律的な把握にあったわけではないことを意味しよう。

---

(10) 戸口調査細則第三条。

男二百四十五口

女二百四十口 四百八十五口

草家四百八十八間

戸数は『泰安郡遠二面戸籍表』の収録戸数と一致し、口数・間数もほぼ戸籍表記載数の合計に相当する。戸籍表の内容を集計したものと考えてよからう。

## (2) 忠清南道泰安郡各面里乙巳式戸籍統表

本資料の表紙には、中央に「忠清南道泰安郡各面里乙巳式戸籍統表」と題があり、その右に「光武九年度」という年度と「郡内面」からはじまる12の面名が墨書<sup>(13)</sup>されている。右端に「統表一件、戸籍十二件、僧冊一件、共十四件」という記載があるが、これについては後論する。以下、本資料を『泰安郡戸籍統表』と称する。

題のとおり光武9年度の泰安郡の統表を収録したものなのであるが、『泰安郡遠二面戸籍表』に対応させて遠二面第1統の統表を例示すると図2となる。戸口調査細則の統表式様に準じたもので、1統10戸分の情報がまとめられている。戸籍表と同じく「忠清南道 泰安郡」と上部に印刷された統表の記載事項は、面・里・洞・統番号・統表番号・執綱・尊位・統首といった統に関する事項、および戸主姓名・男女口数・瓦草別家宅間数・改籍時証明といった各戸に関する事項からなる。左端上部に「光武九年一月 日」と『泰安郡遠二面戸籍表』と共通する作成年月を記し、その下に「行郡守兪致稷」の名がこちらは手書されている。また、戸籍表と同じく見開き中央部、左右にかかるように忠清南道の官印が押されている。

統番号（上端二段目左）と統表番号（右端）はいずれも面単位に一からふられている。統表番号の下にある執綱は面の役職、尊位は里の役職で、それぞれ戸籍を含む行政事務を担当する。図2に尊位として名のみえる張錫礼は第1統第2戸戸主の張石礼にあたる<sup>(14)</sup>。1統が複数の里からなる場合も尊位は1名で、

(12) 戸籍表記載口数・間数についてはあらためて後論するが、集計すると男246口、女241口、家宅482間となる。男口数・女口数は寄口・雇傭を含んでいる。

(13) 面名をあげるとつぎのとおりである。郡内面・南面・近西面・遠一面・遠二面・北一面・北二面・東一面・東二面・梨園面・所斤面・安興面。

(14) 『泰安郡遠二面戸籍表』では第1統第2戸の戸主は「張錫礼」と表記されている。

小規模な里であると尊位が記載されていないことが少なくない。尊位の下に統首欄があり、図2の統首張錫仁は図1に例示した第1統第1戸の戸主である。各統第1戸の戸主が統首となっていることはすべての統表に共通している。戸口調査規則は「該統内で文算の能力があり、行為端正な人」を統首とし、統首が「一統内の人民を領率」するよう規定していたが、表1にみたとおりに作統が里を越えておこなわれ統内に複数の里の戸が存在する条件の下では、統表上の統首が当初の機能は果たせたか疑わしいであろう。

忠清南道 泰安郡																							
統	一 洞										二	三	四	五	六	七	八	九	十	戸号	統表		
光武九年一月一日 行郡守 俞致稷	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	張石先	金令実	曹石玄	張石之	張石周	張石根	張石春	張石必	張石礼	張錫仁	戸主姓名	第一	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		号
	三十九口	三十八口	十九口	十九口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	瓦	
	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	三十一口	草	家宅間数
	以下住合田																					改籍時証明	

図2 泰安郡統表の例

各戸に関する情報は戸主姓名と男女口数・瓦草別家宅間数が記載されており、統表の主要な関心がどこにあったかを物語る。図2、遠二面第1統第1戸から第10戸までの戸主名は『泰安郡遠二面戸籍表』第1統第1戸から第10戸の戸主名と同音異字はあるにせよ共通し、男女口数・家宅間数も『泰安郡遠二面戸籍表』の現住口数・家宅間数と一致する。統表は戸籍表をもとに作成されていたといつてよからう。改籍時証明欄も設けられているが、『泰安郡戸籍統表』では図2第10戸のように、統内で里が変わる場合の注記が記されているだけである。

こうした統表が用紙左右に印刷・填書され、全141丁を袋綴にしている。泰安郡全12面分の統表が収録されているのであるが、各面の末尾にはつぎの遠二面の例のように面内戸口が集計されている。

已上戸総一百四十七戸

作統十四統七戸

男二百四十五口

女二百四十口

合男女四百八十五口

草家四百八十八間

数値は『泰安郡遠二面戸籍表』末尾の已上条と一致する。さらにこの各面已上条をまとめて、『泰安郡戸籍統表』の末尾につきのように都已上条が記されている。

都已上戸総二千五百五十七戸

作統二百五十五統七戸

男四千四百三十四口

女三千五百七十五口

実合男女八千九口

瓦家十八間

草家九千七十間

合九千八十八間

前述したように遠二面の場合、面已上条の数値と各戸籍表記載内容の集計値とは、戸数で一致し、男女口数・家宅間数も近似していた。ほかの面の戸籍表は現存していないものの、遠二面の例から考えて『泰安郡戸籍統表』都已上条の数値は各面戸籍の戸口間数を集計した数値と大きくは異なっていなかったものと推定される。

### (3) 忠清南道泰安郡各寺僧徒成冊

本資料は袋綴にした本文1丁に表紙をつけた薄い冊子で、表紙中央に「忠清南道泰安郡各寺僧徒成冊」、その左に「光武九年度」と墨書されている。以下、『泰安郡僧徒成冊』と称することにする。本文には匡郭・界線の印刷された用紙が用いられ、つぎのとおり手書されている。

泰安郡僧徒成冊

興住寺僧敬守

太乙菴僧無蓮



泰国寺僧聖圭

光武九年一月一日

忠清南道行泰安郡守俞致稷

忠清南道觀察使

閣下

興住寺・太乙菴・泰国寺の三寺庵にそれぞれ僧が1名ずつ、計3名記されている。他地域の同種の記録、たとえば、忠清南道韓山郡の光武九年度『忠清南道韓山郡乙巳条僧徒成冊』<sup>(15)</sup>では、僧名にくわえ年齢も記し、寺庵内の法堂・七星閣をあげて間数を載せているのにくらべると、きわめて簡略な内容である。

本文末尾3行は、光武9年1月1日付で、行泰安郡守俞致稷から忠清南道觀察使に提出されたものであることを示している。また、明瞭ではないが押された印影には忠清南道の文字が読みとれる。

この三寺庵は19世紀後半の内容とみられる『泰安郡誌例新選』<sup>(16)</sup>にもみえる。興住寺は15世紀編纂の『新增東国輿地勝覽』<sup>(17)</sup>から記載があり、その後の邑誌にも登場する。泰国寺は18世紀中葉の『輿地圖書』<sup>(18)</sup>にみえる「太国寺」のことであろう。なお、この三寺庵は1912年、寺刹令による住持の認可を受けており、併合後も存続していたことを確認できる。<sup>(19)</sup>

#### (4) 作成経緯と相互の関係

それでは、この3冊の作成経緯と相互関係はどのようなものであったのであろうか。

戸籍表(戸籍)および統表の作成については戸口調査規則・同細則に規定があり、当然ながら両者の作成は連関していた。地方各府・牧・郡における戸籍・

(15) 京都大学総合博物館蔵。

(16) 国立中央図書館(韓国)蔵。『泰安郡誌例新選』は冒頭に「光武五年(1901年)」の年紀があるが、記載内容は甲午改革以前、高宗代のものと推定される。

(17) 『新增東国輿地勝覽』では泰安郡の仏宇条に「興住寺、在白華山」とある。

(18) 『輿地圖書』泰安の寺刹条に「太国寺、在安興山城」とある。

(19) 『朝鮮總督府官報』(第477号、明治45年4月2日、1912年)につぎの記事がある。  
忠清南道長官ハ三月二十日左ニ掲クル氏名ノ者ヲ各頭書ノ寺刹住持ニ就職ヲ認可セリ

泰安郡安興面	泰国寺	崔在万
同 郡郡内面	太乙菴	趙奉照
同 郡東二面	興住寺	李敬天

統表の作成過程をあらためて述べるならば、およそつぎのようなものであった。<sup>(20)</sup>

まず、戸籍の用紙（戸籍表）は戸口調査細則戸籍式様に準じて作成・印刷され、各戸に配付される。一枚左右に2戸分の戸籍表が印刷されており、戸主はその双方に同内容を記入し提出する。当該官庁（府・牧・郡）では提出された戸籍表2通に印章を押して左右に切り離し、1通を戸主に頒給して、残した1通を戸籍に編冊する。さらにそれを謄書して戸籍をもう1部つくり、1部を残して1部を各道観察府に送る。観察府では各府・牧・郡から送付された戸籍を謄書して、1部を保管して1部を戸籍を管轄する内部へ送るという規定である。

同時に各戸は10戸ずつ統に編成され、統ごとに統表が作成された。規定上では、統首が統内の各戸籍（戸籍表）を調査して、戸口調査細則の統表式様に準じて作成・印刷された統表2通に必要な事項を記入し、1通を残して1通を里の尊位に提出した。里の尊位は諸統表を冊子に編成して里に保管し、さらにもう1部を謄書して面の執綱に送付する。以下、同様に面の執綱は府・牧・郡に、各府・牧・郡は道の観察府に、観察府は内部へという径路で、各段階で1部を保管、1部を謄書しつつ中央に統表が集められるという規定であった。

もっとも、泰安郡遠二面の場合であれば、統は里内で完結せず、複数の里にわたっているので、実際の作統・統表作成作業は面ないし郡レベルでおこなわれていた可能性が高い。

また、道観察府への提出については、戸籍・統表ともに府・牧・郡において内部提出分を含む2部を謄書して道に送付し、道では各府・牧・郡から提出された戸籍・統表のうち1部を中央に送ることが慣行となっていたようである。<sup>(21)</sup>すなわち、府・牧・郡では戸籍・統表を各3部編冊・謄書していたわけである。

『泰安郡遠二面戸籍表』、『泰安郡戸籍統表』がともに泰安郡で作成された戸籍・統表であることに疑いはない。いずれも「忠清南道泰安郡」と上部に印刷

---

(20) 戸籍表・統表の作成経緯については、武田幸男前掲『学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究』18～20ページ、吉田光男前掲『近世ソウル都市社会研究』79～84ページもあわせて参照されたい。

(21) 1903年、光武7年10月に全羅北道淳昌郡が観察府から受けた訓令には「府上・京上両件」の戸籍を提出するようであり、光武9年3月には淳昌郡が同年度戸籍「府上・京上両件」を観察府に送っている（『淳昌郡報告総謄』「光武七年十月二十日、観察府呈第二百六十八号報告」、同「光武九年三月廿二日、観察府呈第七百二十九号報告」、国史編纂委員会編『各司謄録』53、1991年所収）。

された用紙が用いられ、「行郡守兪致稷」の郡守名印ないし記名がある。また、どちらにも忠清南道の官印がみえることから、両冊は忠清南道に提出された2部のうちのひとつとみてよからう。道觀察府保管分であるのか、内部提出分であるのかについては判断の材料に欠ける。

問題となるのは『泰安郡僧徒成冊』の性格である。戸口調査規則・同細則には僧籍に関する規定はない。この点について考える上で注目されるのが、『泰安郡戸籍統表』表紙にある「統表一件、戸籍十二件、僧冊一件、共十四件」という記載である。泰安郡戸籍関連資料の目録的な記事と考えられるが、「統表一件」が『泰安郡戸籍統表』自身を指すことは明らかであろう。「戸籍十二件」は戸籍が12冊あったことを示すが、泰安郡に12面あり、『泰安郡遠二面戸籍表』が遠二面の戸籍表を収録していることから推せば、泰安郡では戸籍表を面単位に1冊ずつまとめていたものと思われる。すなわち、『泰安郡遠二面戸籍表』は12冊の光武9年度泰安郡戸籍中の1冊であったということになる。そして、残る「僧冊一件」という記載が『泰安郡僧徒成冊』に相当すると考えてよからう。「光武九年一月」という年月記事、「行泰安郡守兪致稷」の署名、忠清南道の官印といった3冊に共通する記載内容もそれをうらづける。このように『泰安郡戸籍統表』と『泰安郡遠二面戸籍表』をふくむ12冊の戸籍、そして『泰安郡僧徒成冊』とは一体のものとしてあつかわれていた。すなわち、『泰安郡僧徒成冊』は統表・戸籍とともに戸口調査の一環として泰安郡において作成され、忠清南道觀察府に送られた戸籍関連資料の一つであったと考えられる<sup>(22)</sup>。なお、『泰安郡戸籍統表』に『泰安郡僧徒成冊』に載る寺庵・僧の記載はなく、戸籍表―統表による戸口把握と僧徒成冊による寺・僧把握は別個のものとしておこなわれていた<sup>(23)</sup>。新式戸籍制度の性格の一端を示すものであろう。

(22) 『泰安郡戸籍統表』表紙の統表・戸籍・僧冊および合計の件数記事と同じ形式の記載が、現存する忠清南道各郡のほとんどの統表表紙にみえる。この種の記載は他道の統表にはなく、忠清南道觀察府が管下各郡に指示して記入させたか、觀察府において記したものであろう。表紙件数記事の記された統表に光武2年度の鴻山、光武9年度の林川・韓山・扶余・泰安・海美・唐津・鰲川がある（前掲『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』114～115、118、123、125、128～129、131ページ）。

(23) もちろん、僧が俗名で戸籍表・統表に収録されている可能性がないわけではない。仮にそうであったとしても、寺・僧名を記す『泰安郡僧徒成冊』の記載内容が戸籍表から抽出・作成されたものではありえず、別途調査・作成されていることは明らかである。その意味で、新式戸籍の把握は二元的であったといえよう。

## 2 戸口記載内容の検討

### (1) 泰安郡戸口統計の推移

それではつぎに『泰安郡遠二面戸籍表』と『泰安郡戸籍統表』の記載内容について検討をくわえることにしよう。

表2は『泰安郡戸籍統表』および前後若干の資料から泰安郡の戸口数統計の推移を示したものである。『泰安郡誌例新選』は戸数のみで、口数の記載はない。『民籍統計表』は1909年から1910年、警察・憲兵を動員しておこなわれた民籍実査の結果を内部警務局でまとめたものである<sup>(24)</sup>。

この表をみると、18世紀後半に戸数で4,000戸以上、口数で14,000を越えていた泰安郡の戸口統計値が19世紀後半には3,000戸程度に、そして1905年の『泰安郡戸籍統表』になると2,500戸、8,000口程度にまで減少している。1910年の『民籍統計表』で7,237戸、32,643口を記録していることからみて、これは実際に戸数・人口が大幅に減ったわけではなく、戸籍の登載対象となる戸口が減少していたということであろう。すなわち、1905年当時泰安郡に居住しながら『泰安郡戸籍統表』に登載されていない戸口が相当数あったものと予想される<sup>(25)</sup>。

表2 泰安郡戸口数統計の推移

史料名	戸口年度	戸数	男口数	女口数	男女計
輿地図書	1759	4,373	7,679	7,195	14,874
戸口総数	1789	4,094	7,750	6,870	14,620
泰安郡誌例新選	19世紀後半	3,382	—	—	—
泰安郡戸籍統表	1905	2,557	4,434	3,575	8,009
民籍統計表	1910	7,237	17,405	15,238	32,643

\* 輿地図書：泰安、坊里条

\* 戸口総数：泰安

\* 泰安郡誌例新選：面里戸条

\* 泰安郡戸籍統表：都已上条

\* 民籍統計表：忠清南道泰安郡

(24) 内部警務局編刊、1910年。

(25) 厳密には民籍実査および『民籍統計表』における戸は戸主とその親族のみからなり、寄口・雇傭を含む新式戸籍の戸とは性格が異なる。よって、『民籍統計表』での増加戸数のうち一部は寄口・雇傭があらたに戸として把握されたものである可能性はあるが、後論する遠二面の寄口・雇傭の記載率と口数からみて寄口・雇傭のみから2倍をはるかに越える戸数増を説明することはむずかしい。また、戸あたり口数は寄口・雇傭を含む『泰安郡戸籍統表』が3.1口、含まない『民籍統計表』が4.5口となり、やはり新式戸籍における不登載者の存在を想定せざるをえない。

表3 泰安郡遠二面戸口数統計の推移

史料名	戸口年度	戸数	男口数	女口数	男女計
輿地図書	1759	438	755	718	1,473
戸口総数	1789	429	948	816	1,764
泰安郡誌例	19世紀後半	202	—	—	—
泰安郡遠二面戸籍表	1905	147	246	241	487
民籍統計表	1910	365	866	687	1,553

\* 輿地図書：泰安、坊里条遠二導面

\* 戸口総数：泰安、遠西面二導

\* 泰安郡誌例新選：面里戸条遠二面

\* 民籍統計表：忠清南道泰安郡遠二面

遠二面についてみても事情は同様である（表3）。『輿地図書』、『戸口総数』時期と『泰安郡遠二面戸籍表』の頃とでは遠二面に属する里に違いがあって厳密な比較はできないのであるが、傾向として表2 泰安郡全体の戸口推移と共通する。

## (2) 遠二面戸口の構成

ついで『泰安郡遠二面戸籍表』登載の147戸について、戸主・同居親属・寄口・雇備記載数を整理すると表4となる。旧式戸籍では寡婦など女性が戸主として登載されることもあったが、遠二面の147口の戸主はすべて男性であり、女性戸主は皆無である。同居親属として登場するのは、妻・母・子女（戸主の男子と女子）・子婦・弟妹にかぎられ、あわせて200口にとどまる。なかでも注意を引くのは男子が44口、女子は11口と子女の数が非常に少ない点である。一方、寄口・雇備はあわせて140口で、口数全体の28.7%を占める。

表4 遠二面戸口の内訳（数字は口数）

	男	女	計
戸主	147	0	147
妻	—	110	110
母	—	12	12
子・女	44	11	55
子婦	—	21	21
弟・妹	1	1	2
寄口	13	29	42
雇備	41	57	98
計	246	241	487

(26) たとえば1825年の慶尚道安義県戸籍大帳の例では、南里面・東里面合計740戸のうち22戸が女性戸主であった（山内民博「学習院大学蔵慶尚道安義県戸籍大帳について」武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道における社会動態の研究—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究(4)—』学習院大学東洋文化研究所、2002年、34ページ、表6）。

男女別に年齢分布を示した  
 図3、図4をみても、25歳以下が明らかに少なく、これはおもに子女の登載の少なさによるものであろう。すなわち、戸籍表に登載された戸でも子女を中心に相当の漏口が推測されるのである。

『泰安郡遠二面戸籍表』の1戸あたりの平均口数は寄口・雇傭を含め3.3口となるが、これを戸内口数別の戸数の形で示すと表5となる。戸主のみである独戸（戸内口数1）はまったくなく、これは独戸の登載が避けられていることを意味しよう。戸内に3口記された3口戸がもっとも多く、最大でも戸内口数は5口にすぎない。戸主以外の登載が少ないことによるのであり、『泰安郡遠二面戸籍表』の各戸は非常に均質な様相を呈する。

その均質性は家宅間数においてもあらわれる。『泰安郡遠二面戸籍表』各戸の家宅記載はすべて已有・草家であり、家宅間数別の戸数を整理すると表6のとおりである。2間から7間の分布であるが、3間に集中し、平均は3.3間となる。

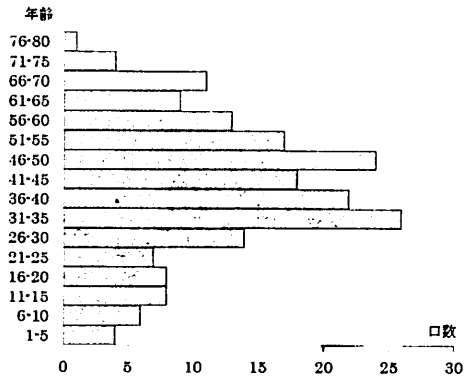


図3 遠二面男口の年齢分布

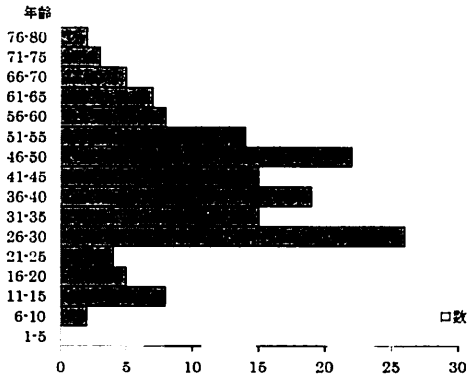


図4 遠二面女口の年齢分布

(27) 図3、図4は、戸籍表に寄口・雇傭の年齢が記されていないため、戸主と同居親族のみを対象としている。

表5 遠二面戸内口数別戸数

戸内口数	戸数
2口	15
3口	74
4口	55
5口	3
計	147

表6 遠二面家宅間数別戸数

家宅間数	戸数
2間	4
3間	107
4間	20
5間	12
6間	1
7間	1
無記載	2
計	147

### (3) 遠二面戸内登載者の記載内容

前述したように戸籍表では戸主の記入内容がもっとも豊富であった。まず戸主は図1「張錫仁 年六十六 本仁同」のように姓名・年齢・本貫を記す欄があり、すべての戸主の姓名・年齢・本貫が記載されている。また、祖先記載も父・祖・曾祖・外祖の四祖はほぼ全員が記され、養子であることを示す生父の記載は7例にみえる。父系で伝えられる姓と本貫、そして父系3代、母系2代をさかのぼる祖先記載が定着していることを示していよう。職業欄は例外なく全員が農と記されており、前居地・移居月日の記載例はない。なお、姓貫（姓と本貫の組み合わせ）別の戸主数を示すと表7となる。

同居親属のうち妻は、図1「妻順興安氏 年六十八」の例のように妻・本貫・姓+氏・年齢が記される。これはすべての戸主妻に共通し、また、母・子婦といったほかの既婚女性も同じ形をとる。旧式戸籍で妻の標記が身分によって異なっていたのにくらべると、画一的な記載・把握が徹底されている。子(男子)は名と年齢を記すのみで、職業などほかの情報を載せる例はない。

寄口・雇傭の記載状況を整理すると表8となる。前述のとおり、寄口は42口、雇傭は98口あり、あわせると遠二面口数全体の30%近くを占めるが、これを戸内の寄口・雇傭口数別に戸数を示したものである。寄口・雇傭ともに記載のない戸が61戸であるのたいし（表8A）、寄口・雇傭のいずれかないし双方が記された戸は合計すると86戸と半数をこえる（表8B～F）。ただし、男女別口数のみを戸籍表に記す寄口・雇傭数が実態を反映しているかは疑わしくなくも

☞ 祖先の一部を「不知」(不明)とする例が2例ある。

表7 遠二面戸主の姓貫

本貫	姓	戸主数
平壤	趙	27
茂松	尹	20
全州	李	18
南平	文	14
仁同	張	8
慶州	金	7
忠州	池	6
青松	沈	6
順興	安	5
礼安	李	4
清州	韓	3
金海	金	2
東萊	鄭	2
慶州	李	2
蘇州	賈	2
達城	徐	1
平山	申	1
恩津	宋	1
順興	宋	1
砺山	宋	1
昌寧	曹	1
宜寧	南	1
清風	南	1
密陽	朴	1
潘南	朴	1
新昌	孟	1
瑞寧	柳	1
文化	柳	1
陽城	李	1
江陵	咸	1
坡平	尹	1
海州	崔	1
慶州	崔	1
隋城	崔	1
漢陽	趙	1
慶州	襄	1
計		147

表8 遠二面寄口・雇傭の記載状況

	寄口口数	雇傭口数	戸数
A	0口	0口	61
B	0口	1口	15
C	0口	2口	41
D	1口	0口	17
E	1口	1口	1
F	2口	0口	12
	計		147

表9 遠二面同居親属と寄口・雇傭属記載の関係

	同居親属口数	戸数	寄口・雇傭 記載戸数
A	0口	13	13
B	1口	81	70
C	2口	40	3
D	3口	13	0
	計	147	86

ない。つぎの表9は戸内の同居親属の数と寄口・雇傭の記載状況の関係を示したものである。たとえば表9Aは、戸内に戸主のほか親属のいない戸13戸のすべてに、寄口ないし雇傭が記載されていることを意味する。同居親属数が1口である場合も、81戸のうち70戸は寄口・雇傭の記載がみられる(表9B)。それにたいし同居親属数が2口以上になると寄口・雇傭の載る戸はほとんどなくなるのである(表9C、D)。こうした寄口・雇傭口数の記載に虚偽が含まれると断定するまでの根拠はないが、表5にみたような平準化された戸内口数の分布は寄口・雇傭の存在によって実現されていたとはいえよう。



## おわりに

以上、忠清南道泰安郡の新式戸籍関連資料3点を検討してきた。ここまでの検討結果をまとめておこう。

第一に、1905年、光武9年の泰安郡では戸口調査規則・同細則にしたがって戸籍・統表が実際に作成されたが、同時に僧のみを収録した僧徒成冊もつくられていた。この3種の資料は一体のものとして忠清南道觀察府に送られており、一般戸口と僧とは別個に把握されていたことを確認できる。

つぎに『泰安郡遠二面戸籍表』、『泰安郡戸籍統表』の戸口把握においては、戸籍に登載されていない相当数の戸・口の存在が予想された。前後の戸口統計とくらべると戸口数が実態を反映していたとは考えにくく、また記載された戸のなかでも、戸主の子女は男女ともに明らかに漏口が多い。実際に存在した戸のうちのある部分を、戸主を中心に戸籍上の戸として編成・登載している可能性が高い。

また、『泰安郡遠二面戸籍表』では、戸籍表によって様式が画一化されていることにくわえ、戸内口数、家宅間数、姓名・職業など戸主の記載事項、女性の記載事項・形式など記載内容の面でも均質性が高く、ばらつきは小さかった。寄口・雇傭の記載率が高いことも特徴のひとつであり、同居親属の少なさをおぎなっていた。

このような泰安郡新式戸籍関連資料の特徴は既往の新式戸籍研究からえられるデータと傾向を異にしている部分もあり、<sup>(29)</sup> 現存するほかの新式戸籍関連資料の多様性を予測させるものでもある。新式戸籍制度の性格を考える上では、より多くの地域にくわえ、戸籍表以外の戸籍関連資料も対象とした分析の蓄積が望まれる。

(本稿は科学研究費補助金の助成を受けた「朝鮮新式戸籍に関する史料学的研究」(基盤研究C・20520613・研究代表者：山内民博)の成果の一部である。)

---

(29) たとえば漢城府の新式戸籍の戸口把握率は相当に高く、弱年齢層の記載も多い(吉田光男前掲『近世ソウル都市社会研究』85～94ページ)。慶尚南道丹城の場合、登載されない戸が少なくないことは泰安と共通するが、弱年齢男子の記載は多く、戸内口数、家宅間数の分布域も広い(孫炳圭前掲『戸籍』331～353ページ)。